

法令に基づく水質検査

浄水

水質検査表(1)

水質基準

検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度

項目 No.	名 称	基準値	委託検査 頻度	検査省略 頻度
1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	月1回
2	大腸菌	検出されないこと		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	年4回	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	年1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	年4回	年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
20	PFOS・PFOA(合算値)	0.00005mg/L以下	年4回	年4回
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	年1回	1回/年(1/5),1回/3年(1/10)
22	塩素酸	0.6mg/L以下	年4回	年4回
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		
27	臭 素 酸	0.01mg/L以下		
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	年4回	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	年1回	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		
39	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回	月1回
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	年1回	1回/年(1/5) 1回/3年(1/10)
41	蒸発残留物	500mg/L以下		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発生時期に 月1回	発生時期に 月1回
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	年4回	1回/年(1/5)1回/3年(1/10)
46	フェノール類	0.005mg/L以下	年1回	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	月1回	月1回
48	PH値	5.8～8.6		
49	味	異常でないこと		
50	臭気	異常でないこと		
51	色度	5度以下		
52	濁度	2度以下		

過去3カ年の検査結果から検査頻度を1回/年とします。

水質検査表(2)

1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評 価
1	色及び濁り	
2	消毒の残留効果	0.1mg/1以上